

平成 29 年度 計算書類の注記 (法人全体)

1. 継続企業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却方法

定額法により償却を行っている。

(2) 引当金の計上基準

・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

・処遇改善引当金

介護職員に対する介護職員処遇改善加算の支給に備えるため、加算受入額を予算に応じて計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

職員給与規程第 30 条に基づき、社会福祉施設退職手当共済法及び新潟県民間社会福祉施設職員退職手当積立基金に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

(1) 法人全体の計算書類「会計基準省令第一号第一様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第一様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第一様式（第二十七条第四項関係）」

(2) 事業区分別内訳表「会計基準省令第一号第二様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第二様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第二様式（第二十七条第四項関係）」

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表「会計基準省令第一号第三様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第三様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第三様式（第二十七条第四項関係）」

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表「会計基準省令第一号第三様式（第十七条第四

項関係)、会計基準省令第二号第三様式(第二十三条第四項関係)、会計基準省令第三号第三様式(第二十七条第四項関係)」

(5) 拠点区分の計算書類「会計基準省令第一号第四様式(第十七条第四項関係)、会計基準省令第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、会計基準省令第三号第四様式(第二十七条第四項関係)」

(6) 各拠点におけるサービス区分の内容

① 北区拠点(社会福祉事業)

「本部」

「通所介護事業」

「短期入所事業」

② 東区拠点(社会福祉事業)

「特養」

「通所介護事業Ⅱ」

③ 北区拠点(公益事業)

「居宅支援事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	128,000,000	0	0	128,000,000
建物	435,662,975	0	13,284,544	422,378,431
合計	576,947,519	0	13,284,544	550,378,431

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取り崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額

減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金を取り崩している。

当期取崩額は、4,604,007円である。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産) 128,000,000円

建物(基本財産) 422,378,431円

計 550,378,431円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む。)	386,721,000 円
長期運営資金借入金 (1年以内返済予定額を含む。)	1,995,000 円
計	388,716,000 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物 (基本財産)	532,742,500	110,364,069	422,378,431
建物 (上記以外)	1,529,587	470,198	1,059,389
建物付属設備	5,564,400	974,910	4,589,490
構築物	1,605,870	1,085,553	520,317
車輛運搬具	15,654,769	14,666,747	988,022
器具・備品	32,724,123	28,899,313	3,824,810
開業費	9,029,521	9,029,521	0
ソフトウェア	5,340,732	5,340,732	0
合計	604,191,502	170,831,043	433,360,459

10. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高 (単位：円)

	債権金額	貸倒引当金の当期残高	債権の当期末残高
未収入金	61,763,058	0	61,763,058
合計	61,763,058	0	61,763,058

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他

該当なし

計算書類の注記（北区拠点）

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却方法
定額法により償却を行っている。
- (2) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・処遇改善引当金
介護職員に対する介護職員処遇改善加算の支給に備えるため、加算受入額を予算に応じて計上している。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

職員給与と規定第 30 条に基づき、社会福祉施設退職手当共済法及び新潟県民間社会福祉施設職員退職手当積立基金に加入している。

4. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- (1) 法人全体の計算書類「会計基準省令第一号第一様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第一様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第一様式（第二十七条第四項関係）」
- (2) 事業区分別内訳表「会計基準省令第一号第二様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第二様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第二様式（第二十七条第四項関係）」
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表「会計基準省令第一号第三様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第三様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第三様式（第二十七条第四項関係）」
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表「会計基準省令第一号第三様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第三様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第三様式（第二十七条第四項関係）」
- (5) 拠点区分の計算書類「会計基準省令第一号第四様式（第十七条第四項関係）、会計基

準省令第二号第四様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第四様式（第二十七条第四項関係）」

(6) 各拠点におけるサービス区分の内容

① 北区拠点（社会福祉事業）

「本部」

「通所介護事業」

「短期入所事業」

② 東区拠点（社会福祉事業）

「特養」

「通所介護事業Ⅱ」

③ 北区拠点（公益事業）

「居宅支援事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。 (単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	29,700,000	0	0	29,700,000
建物	176,055,327	0	6,730,938	169,324,389
合計	205,755,327	0	6,730,938	199,024,389

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取り崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額

減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金を取り崩している。

当期取崩額は、962,125 円である。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産） 29,700,000 円

建物（基本財産） 169,324,389 円

計 199,024,389 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む。) 150,333,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	235,236,100	65,911,711	169,324,389
建物（上記以外）	982,800	61,750	921,050
建物付属設備	5,514,720	967,422	4,547,298
構築物	1,261,470	936,313	325,157
車輛運搬具	8,367,200	7,700,529	666,671
器具・備品	9,930,496	9,284,777	645,719
合計	261,292,786	84,862,502	176,430,284

9. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

(単位：円)

	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収入金	30,151,114	0	30,151,114
合計	30,151,114	0	30,151,114

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他

該当なし

計算書類の注記（東区拠点）

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却方法
定額法により償却を行っている。
- (2) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - ・処遇改善引当金
介護職員に対する介護職員処遇改善加算の支給に備えるため、加算受入額を予算に応じて計上している。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

職員給与と規定第 30 条に基づき、社会福祉施設退職手当共済法及び新潟県民間社会福祉施設職員退職手当積立基金に加入している。

4. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- (1) 法人全体の計算書類「会計基準省令第一号第一様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第一様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第一様式（第二十七条第四項関係）」
- (2) 事業区分別内訳表「会計基準省令第一号第二様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第二様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第二様式（第二十七条第四項関係）」
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表「会計基準省令第一号第三様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第三様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第三様式（第二十七条第四項関係）」
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表「会計基準省令第一号第三様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第三様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第三様式（第二十七条第四項関係）」
- (5) 拠点区分の計算書類「会計基準省令第一号第四様式（第十七条第四項関係）、会計基

準省令第二号第四様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第四様式（第二十七条第四項関係）」

(6) 各拠点におけるサービス区分の内容

① 北区拠点（社会福祉事業）

「本部」

「通所介護事業」

「短期入所事業」

② 東区拠点（社会福祉事業）

「特養」

「通所介護事業Ⅱ」

③ 北区拠点（公益事業）

「居宅支援事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。 (単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	98,000,000	0	0	98,000,000
建物	258,023,166	0	6,498,580	251,524,586
合計	356,023,166	0	6,498,580	349,524,586

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取り崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額

減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金を取り崩している。

当期取崩額は、3,641,882 円である。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産） 98,000,000 円

建物（基本財産） 251,524,586 円

計 349,524,586 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む。） 235,000,000 円

長期運営資金借入金（1年以内返済予定額を含む。） 1,995,000 円

計 236,995,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	295,390,000	43,865,414	251,524,586
建物（上記以外）	546,787	408,448	138,339
構築物	344,400	149,240	195,160
車輛運搬具	7,287,569	6,966,218	321,351
器具・備品	22,793,627	19,614,536	3,179,091
開業費	9,029,521	9,029,521	0
ソフトウェア	4,985,788	4,985,788	0
合計	340,377,692	85,019,165	255,358,527

9. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

(単位：円)

	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収入金	30,109,462	0	30,109,462
合計	30,109,462	0	30,109,462

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他

該当なし

計算書類の注記（北区公益拠点）

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却方法
定額法により償却を行っている。
- (2) 引当金の計上基準
・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

職員給与規定第 30 条に基づき、社会福祉施設退職手当共済法及び新潟県民間社会福祉施設職員退職手当積立基金に加入している。

4. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- (1) 法人全体の計算書類「会計基準省令第一号第一様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第一様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第一様式（第二十七条第四項関係）」
- (2) 事業区分別内訳表「会計基準省令第一号第二様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第二様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第二様式（第二十七条第四項関係）」
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表「会計基準省令第一号第三様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第三様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第三様式（第二十七条第四項関係）」
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表「会計基準省令第一号第三様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第三様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第三様式（第二十七条第四項関係）」
- (5) 拠点区分の計算書類「会計基準省令第一号第四様式（第十七条第四項関係）、会計基準省令第二号第四様式（第二十三条第四項関係）、会計基準省令第三号第四様式（第二十七条第四項関係）」
- (6) 各拠点におけるサービス区分の内容

① 北区拠点（社会福祉事業）

「本部」

「通所介護事業」

「短期入所事業」

② 東区拠点（社会福祉事業）

「特養」

「通所介護事業Ⅱ」

③ 北区拠点（公益事業）

「居宅支援事業」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。 (単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	300,000	0	0	300,000
建物	1,584,482	0	55,026	1,529,456
合 計	1,884,482	0	55,026	1,829,456

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取り崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産） 300,000 円

建物（基本財産） 1,529,456 円

計 1,829,456 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む。) 1,388,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	2,116,400	586,944	1,529,456
建物付属設備	49,680	7,488	42,192
ソフトウェア	354,944	354,944	0
合 計	2,521,024	949,376	1,571,648

9. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高 (単位：円)

	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収入金	1,502,482	0	1,502,482
合 計	1,502,482	0	1,502,482

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他

該当なし